

藤枝市地域おこし協力隊事務取扱要領

(趣旨)

第1条 藤枝市地域おこし協力隊員(以下「隊員」という。)の地域協力活動(以下「活動」という。)については、藤枝市地域おこし協力隊実施要綱(平成27年藤枝市告示第130号。以下「要綱」という。)及びこの要領に定めるところによる。

(隊員の報償費及び負担金)

第2条 要綱第5条に規定する隊員の報償費及び負担金の額並びにその支給方法は、次のとおりとする。

- (1) 報償費及び負担金の支給日は、活動月の翌月21日とする。ただし、その日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とする。
- (2) 市長は、災害その他特別の事情により必要と認める場合には、前号に規定する支給日を変更することができる。
- (3) 報償費及び負担金の計算期間は、月の1日から末日までとする。
- (4) 報償費及び負担金の計算に必要な活動の日数については、要綱第3条第9号に規定する業務日報により確認する。

2 負担金の請求を受けようとする隊員は、活動月の翌月5日までに請求書(第1号様式)を提出しなければならない。

(活動に使用する車両)

第3条 活動に使用する車両は、隊員が用意する。

2 市長は、要綱第6条第1項の規定による活動経費のうち車両に関する経費に対する負担金として、次に掲げる額を支払うものとする。

- (1) 車両使用経費(任意保険の保険料を含む。) 月額25,000円
- (2) 燃料費 月額10,000円(活動の日数が月20日に満たない場合は、1日当たり500円の日割り計算により支給する。)

3 活動に使用する車両の任意保険は、隊員が加入するものとする。

4 活動中に発生した交通事故等の対応については、隊員が行うものとする。

(活動に使用する通信機器)

第4条 活動に使用するパソコンや通信機器等は、隊員が用意する。

2 市長は、要綱第6条第1項に規定による活動経費のうち通信機器に関する経費に対する負担金として、次に掲げる額を支払うものとする。

(1) パソコンや通信機器等リース代 月額5,000円

(2) 通信費 月額10,000円

(隊員の活動拠点)

第5条 市長は、要綱第6条第1項の規定による活動経費のうち隊員が活動を行う拠点の賃借料等に対する負担金を支払うことができる。

2 隊員は、前項の負担金の交付を受けようとするときは、事前に協議したうえ、請求書(第1号様式)及び賃貸借契約書(写し)を市長に提出するものとする。

(隊員の旅費)

第6条 市長は、活動に伴い生じる旅費の実費を予算の範囲内において隊員に支給する。

2 旅費の支給にあたっては、藤枝市職員等の旅費に関する条例(昭和54年藤枝市条例第7号)及び藤枝市職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和54年藤枝市規則第7号)に定める方法により算定された金額を超えない範囲とする。

(隊員の住居)

第7条 市長は、要綱第6条第2項ただし書きの規定による隊員が自ら居住するための住居の家賃等に対する負担金を支払うことができる。

2 隊員は、前項の負担金の交付を受けようとするときは、事前に協議したうえ、請求書(第1号様式)及び賃貸借契約書(写し)を市長に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、この要領による改正後の第5条の規定は、令和3年11月1日から適用する。

第1号様式（第2条、第5条、第6条関係）

請 求 書

金 円
（内訳： ）

藤枝市地域おこし協力隊推進事業による負担金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

藤枝市長 様

住 所
名 称 ⑩

振込先

金融機関名（ ）支店名（ ）

口座種別

口座番号

フリガナ

口座名義